

事前評価表

国際協力機構地球環境部環境管理・気候変動対策グループ第一チーム

1. 案件名（国名）

国 名： ベトナム社会主義共和国（ベトナム）

案件名： パリ協定に係る「自国が決定する貢献（NDC）」実施・モニタリング支援プロジェクト

Support for Implementation and Monitoring of the Nationally Determined Contributions in Vietnam (SIM-NDC)

2. 事業の背景と必要性

（１） 当該国における気候変動セクターの開発の現状・課題及び本事業の位置付け

2015 年 12 月に気候変動対策に関する新たな国際枠組となるパリ協定が採択され、2018 年 12 月に採択されたパリ協定実施指針を踏まえ、2020 年以降、すべての国が定期的に温室効果ガス（GHG）排出量目標を設定し、その達成に向けて対策を講じていくことが決まった。パリ協定第 4 条の緩和（排出量目標の設定や報告などの方法等）、13 条の透明性枠組み（隔年で提出が求められている報告書の様式や提出期限等）、14 条のグローバルストックテイク（パリ協定の目的および長期目標に向けた世界全体の進捗状況を定期的に確認し、取り組みを強化していく仕組み等）等の着実な履行が求められている。

ベトナム政府は、農業環境省（Ministry of Agriculture and Environment: MAE）（2025 年 3 月 1 日に天然資源環境省（MONRE）と農業農村開発省（MARD）が合併し新たに MAE となった）を中心に、ベトナムの「国が決定する貢献（Nationally Determined Contribution: NDC）」を含むパリ協定の着実な実施を担保することを念頭に、2016 年に承認されたパリ協定実施計画（Decision 2053/QD-TTg）の下、国内での法的枠組みや体制の整備を進め、GHG 排出削減策促進のための国・セクター・事業所レベルの GHG 排出量の報告の概要について規定した改正環境保護法が 2020 年の国会で承認された。さらに、2022 年政令 6 号（Decree No.06/2022/ND-CP）において、具体的な実施に向け排出量の多い事業所を対象に GHG 算定報告の提出を義務付け、また、関連省庁はセクターレベルの緩和策実施結果の測定と評価を実施することが規定された。これにより、セクターレベルの NDC モニタリング指標や測定・報告・検証（MRV）方法論の開発が課題となっている。

前フェーズである、JICA 技術協力プロジェクト「パリ協定に係る「自国が決定する貢献（NDC）」実施支援プロジェクト（SPI-NDC）」（2021～2024 年）では、建材、運輸、廃棄物分野において、緩和行動に関する進捗管理指標およびその GHG 排出削減量への換算方法が開発された。また、GHG 算定報告が義務付けられた事業所からの報告書提出のため、エネルギー・鉄鋼・化学・製造・建物・セメント・交通等、幅広いセクターのオンライン GHG 算定報告システムが構築され、民間企業に対する GHG 算定報告に係る能力強化が行われた。同オンラインシステムは、一部のセクターでの GHG 算定に既に活用さ

れているが、今後、政令が改定され、次回の報告から正式な運用が開始され、同オンラインシステムを通じてすべての GHG 算定報告が行われる予定である。

本事業では、SPI-NDC で構築されたオンラインシステムの本格運用を目指し、パイロット活動やユーザーガイドラインの作成等を行う。事業所レベルのオンライン GHG 算定報告システムで報告された情報は、2025 年首相決定 (Decision No.232/QD-TTg) により、2029 年運用開始予定である炭素市場の基礎データとして活用されることから、事業所は信頼できる情報・データを収集・報告し、受け手である地方政府・関連省庁・MAE はデータを取り纏め・分析し、政府の気候変動に係る施策の検討・策定に活用されることとなる。また、対象事業所は GHG 算定報告に加えて、GHG 排出削減計画の提出も 2025 年末より義務づけられており、民間企業の削減計画の策定・実施に係る能力強化も必要となっている。しかし、ベトナム側は十分な知見を有しておらず、ベトナム側独自でこれらの取り組みを進めていくことは容易ではない。

上述の状況を踏まえ、本事業において、NDC 実施に向けた民間セクター参画促進にかかる政策を支援し、MAE・関係省庁・地方政府による GHG 排出削減の計画・実施・モニタリング・評価の能力向上を図り、もってベトナム政府の NDC の実施促進に寄与することを目指す。

(2) 気候変動セクターに対する我が国及び JICA の協力方針等と本事業の位置づけ、課題別事業戦略における本事業の位置づけ

我が国の「対ベトナム社会主義共和国国別開発協力方針」(2017 年 12 月)には重点分野として、急速な都市化・工業化に伴い顕在化している環境問題や気候変動の脅威に対してベトナムが対応するための支援を行うべきとしている。また、JICA 国別分析ペーパー(2025 年 3 月)では、重点分野「脆弱性への対応」の一つとして更なる地球的規模の課題への対応を掲げている。その中で、気候変動については、GHG 排出量の削減報告システムの運用、カーボンクレジット市場創出に合わせた民間セクターの投資促進への支援を挙げており、本事業はこれを支援するものと位置付けられる。

グローバルアジェンダ「気候変動」では、開発途上国がパリ協定に規定された各種対応を着実に実施し、気候変動への対策が可能となるよう、気候変動対策の各種計画策定・更新、実施、モニタリング、隔年透明性報告書 (Biennial Transparency Report ; BTR) の策定等に必要な協力を行うこととしている。本事業は上記方針に合致した協力内容であり、「パリ協定の実施促進」クラスターの「計画策定／実施支援」及び「GHG インベントリ／透明性枠組強化」に位置付けられる。

本事業は、持続可能な開発目標 (SDGs) のゴール 13「気候変動とその影響への緊急の対処」に資するものである。

(3) 他の援助機関の対応

ドイツ国際協力公社 (GIZ) は NDC の推進に資する各省横断型の技術協力プロジェクト「Support to Viet Nam for the Implementation of the Paris Agreement (SIPA II)」を実施

中であり、気候変動緩和・適応の両面に関する支援を実施している。その他、NDC に関連する支援として、MAE 以外のセクター支援や緑の気候基金（GCF）案件を扱う国連開発計画（UNDP）が技術協力「Strengthen Viet Nam’s capacities to manage data flows and report information adequately to fulfil the enhanced transparency framework of the Paris Agreement requirements (CBIT)」を実施している。

3. 事業概要

（１） 事業目的

本事業はベトナムにおいて、オンライン GHG 算定報告システムの開発、MAE・関係省庁・地方政府・民間セクターの排出削減策のモニタリング・評価能力等が強化されることにより、自国が決定する貢献（NDC）の実施・モニタリング・評価にかかるベトナム政府及び民間セクターの能力強化を図り、ベトナム国のネットゼロ排出の達成に向けた NDC 実施に必要な体制が整備されることに寄与するもの。

（２） プロジェクトサイト／対象地域名 ハノイ

（３） 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者： MAE、気候変動対策の関連省庁の職員、地方政府職員（合計約 60 名）

最終受益者： ベトナム政府職員、民間事業者（合計約 2500 名）

（４） 総事業費（日本側） 約 4 億円

（５） 事業実施期間 2025 年 9 月～2030 年 8 月を予定（計 60 カ月）

（６） 事業実施体制 農業環境省気候変動局（MAE/DCC）

（７） 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計約 100 M/M）：

- 長期専門家 気候変動対策
- 短期専門家：

（気候変動対策／政策レベル M&E／民間企業緩和策／システム構築）

② 研修員受け入れ：気候変動対策

③ 機材供与：無し

2) ベトナム国側

① カウンターパートの配置

② 案件実施のためのサービスや施設、現地経費の提供

（８） 他事業、他開発協力機関等との連携・役割分担

1) 我が国の援助活動

- ・ 日本国環境省「コイノベーションのための透明性パートナーシップ（PaSTI）」(2019～)
- ・ JICA「持続的自然資源管理強化プロジェクトフェーズ 2」（2021 年～2025 年）

2) 他の開発協力機関等の援助活動

世界銀行（カーボンマーケット構築に向けた調査に係る支援）、AFD（エネルギー転換のマクロ経済モデルの構築と社会影響調査に係る支援）、GIZ（NDC 更新・実施促進に係る支援(SIPA II)）、UNDP（排出削減データの透明性強化に係る支援(CBIT)）、UNEP（NDC に基いたレジリエンス構築支援）等が関連するプロジェクトを実施しており、各ドナーと情報共有及び重複する協力の回避に向けた協調を行いつつ、本事業を実施する予定。

（９） 環境社会配慮・横断的事項・ジェンダー分類

１） 環境社会配慮

① カテゴリ分類（C）

② カテゴリ分類の根拠 本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、環境への望ましくない影響は最小限であると判断されるため。

２）横断的事項：本事業は、気候変動対策（緩和）に資する。

３）ジェンダー分類：【ジェンダー案件】■（GI (S)）（ジェンダー活動統合案件）

<分類理由>

本事業での対象主要セクターにおける女性の雇用は 10%未満であり¹、女性のジェンダーに基づく障壁が確認されたことから、本事業では、事業所を対象とした緩和計画策定研修への女性の参加を促し、女性の参加率を指標として設定し、女性の能力強化に貢献するため（同比率の目標値は事業開始後ベースライン調査を行い決定）。なお、事業所を対象とした緩和計画策定研修にはジェンダー視点を組み込むこととする。

（１０） その他特記事項 特に無し。

4. 事業の枠組み

（１） 上位目標：2050 年のネットゼロ排出達成に向け、自国が決定する貢献（NDC）の実施に必要な体制がベトナムにおいて整備される。

指標及び目標値：

- NDC の下で GHG 排出量削減目標への進捗が着実に示され、モニタリング・評価される。

（２） プロジェクト目標：2050 年までにネットゼロ排出の目標にむけて、NDC の実施・モニタリング・評価にかかる MAE、関係省庁、地方政府、対象事業所の能力が強化される。

指標及び目標値：

- 国、セクター、及び事業所レベルでの GHG 排出削減のモニタリング・評価の体制が整備される。
- GHG 排出削減策の進捗が示される。

（３） 成果

成果 1：オンライン GHG 報告システムが開発され機能する。

¹ [Viet Nam Technical and Vocational Education and Training Sector Assessment](#)

指標及び目標値：

- オンライン GHG 報告システムの運用に向けて、改善すべき構造、デザイン、機能が特定される。
- 特定されたオンライン GHG 報告システムの機能と算定ツールが開発される。
- オンライン GHG 報告システムが試験運用され評価される。
- オンライン GHG 報告システムのユーザーガイドラインが作成される。
- 関連省庁、対象地方政府、及び事業所に対し、オンライン GHG 報告システムの使用について研修が実施される。
- オンライン GHG 報告システムに必要な法令、インフラ、リソースが評価され文書化される。

成果 2：NDC の下で GHG 排出削減施策のモニタリング・評価を担う、MAE・関係省庁・地方政府・民間セクターの技術的能力が強化される。

指標及び目標値：

- 国及びセクターレベルでの排出削減策の実施・モニタリング・評価のための既存の法令と組織枠組みが評価され文書化される。
- セクターレベルでの GHG 排出削減策の進捗をモニタリング・評価するために、少なくとも 3 つの対象セクター（またはサブセクター）において指標が開発される。
- 指標（活動 2-2 で作成された）は、NDC の下で対象サブセクターにおける GHG 排出削減策の効果をモニタリング・評価するために適用される。
- GHG 排出削減策の進捗をモニタリング・評価するための指標に関する、関連省庁・地方政府・事業所の能力の向上が示される。

成果 3：事業所の緩和計画の策定能力及び緩和措置の有効性を評価する能力が強化される。

指標及び目標値：

- 民間セクターにおける GHG 排出削減措置の促進に関する最新の国際的な経験とその適用可能性が評価され文書化される。
- 事業所レベルで、少なくとも 5 社より緩和計画が策定され提出される。
- 国際的な好事例に基づいた、緩和計画が事業所のビジネスと生産計画へ統合され、その進捗が評価され文書化される。
- 対象セクターへの緩和計画に関するジェンダー視点を反映したトレーニングが少なくとも 20 回実施され、少なくとも XX%以上の女性参加者が参加する。2050 年までにネットゼロ排出の目標に向けたビジネスフォーラムが開催される。

（4） 主な活動

- 1.1 オンライン GHG 報告システムの機能を評価し、改善が必要な領域を特定する。
- 1.2 オンライン GHG 報告システムの機能を開発する。
- 1.3 活動 1.1 および 1.2 に基づき、オンライン GHG 報告システムを試験的に運用する。
- 1.4 オンライン GHG 報告システムのユーザーガイドラインを策定する。
- 1.5. MAE、関係省庁、地方政府、民間企業を対象に、GHG 排出量削減策をモニタリン

グ・監督する能力を強化するための研修を実施する。

1.6 オンライン GHG 報告システムを運用するために必要な政策、インフラ、リソースについて評価する。

2.1 国、セクター、及び事業所レベルでの、GHG 排出量のインベントリ作成・モニタリング・評価に関する既存の政策と組織体制を評価分析する。

2.2 対象セクターもしくはサブセクターの、国レベル及びセクターレベルでの国の法令及び現状に即し、国連気候変動枠組み条約（UNFCCC）の必要条件に合った、GHG 排出削減策の進捗をモニタリング・評価するための指標を開発する。

2.3 活動 2-2 で開発された NDC に基づく国レベル及びセクターレベルの GHG 排出削減策の進捗をモニタリング・評価する指標を適用する。

2.4 MAE、関係省庁、地方政府、対象事業所の GHG 排出削減策の実施・モニタリング・監督する能力向上のための研修を実施する（活動 1.5 と共同で実施する）。

3.1 民間セクターによる GHG 排出削減対策の推進に関する最新の国際的経験とそのベトナムへの適用可能性を評価する。

3.2 対象事業所に対し、緩和計画策定の技術支援を行う。

3.3 国際的な好事例に基づき、関連省庁の GHG 排出削減策の事業所の緩和計画への統合の進捗を評価する。

3.4 様々なセクターに向け、対象事業所の緩和計画策定に係る研修を実施する。また、ネットゼロ排出目標達成と NDC 実施に向けたビジネスフォーラムを支援する。

5. 前提条件・外部条件

（１） 前提条件

- 関係省庁、地方政府、民間セクターが本事業へ参画する。
- 上述の機関が本事業活動に必要な情報を提供する

（２） 外部条件

- 事業所レベルのオンライン GHG 報告システム活用のための法的根拠が整備される。
- ベトナム政府による NDC 実施に向けたコミットメントが維持される。

6. 過去の類似案件の教訓と本事業への適用

インドネシア国「気候変動対策能力強化プロジェクト（2010～2015）」（2020 年事後評価実施）では、下記 2 点の教訓が得られている。

1) パイロット地域における試行（Ground-Testing）により政策及び政策ツールを検証して最適化することにより、政策及び政策ツールの他地域での実用化が図られた。

2) インドネシア国家開発企画庁（BAPPENAS）を中心としたプロジェクト全体の運営体制の下で各サブ・プロジェクトとして関連する活動が包括的に実施された。これにより、横断的な課題への対応が求められる気候変動分野において、異なる省庁、関係機関の間での相乗効果の発現、投入の共有化といった効率的なプロジェクト運営が実現した。

本事業では、GHG 算定報告のモニタリング・評価のパイロット活動や、セクターレベルでのモニタリング指標の開発・検証を踏まえ、GHG 算定の報告・モニタリング・評価の能力の向上、セクターレベルのモニタリング・評価の指標の向上を図る。また MAE を中心的な C/P としつつ、関係省庁や地方政府等の参画を得てプロジェクトを実施することにより、関係機関の連携体制強化に貢献する。

7. 評価結果

本事業は、ベトナム国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、SDGs のゴール 13「気候変動とその影響への緊急の対処」にも寄与し、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. のとおり。

(2) 今後の評価スケジュール

事業終了 3 年後	事後評価
-----------	------

以上